

大和市都市公園条例の一部を改正する条例

大和市都市公園条例（昭和45年大和市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第2条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第38条第1項第1号イ及び第2号カ中「及びゆとりの森仲良しプラザ」を「、ゆとりの森仲良しプラザ及びゆとりの森スポーツハウス」に改める。

別表第1大和ゆとりの森、ゆとりの森仲良しプラザの項の次に次のように加える。

ゆとりの森スポーツハウス

別表第3ゆとりの森仲良しプラザの項の次に次のように加える。

ゆとりの森スポーツハウス	ロッカー	1回につき	100円
	シャワー	1回につき	100円

別表第3備考第9項中「ゆとりの森仲良しプラザ」の次に「、ゆとりの森スポーツハウス」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。